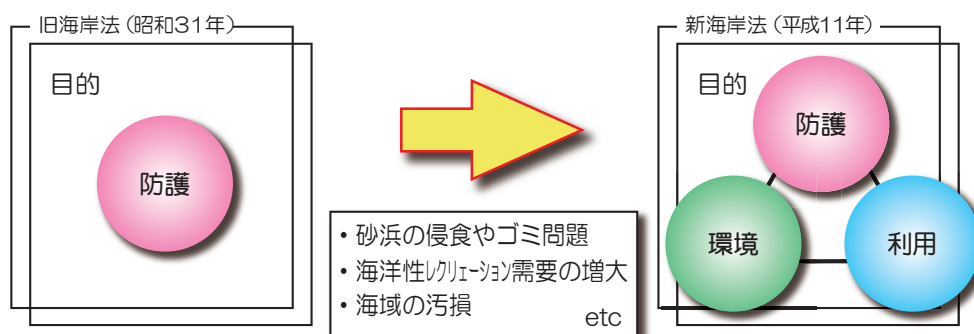


海岸保全基本計画

我が国の国土の約70%は山林が占め、残りの約30%の内、約10%の洪水等が予想される地域に人口の約50%、資産の約75%が集中しています。そのため、現在までは洪水や激浪などの異常な天然現象から人命や財産を守る（防護）ための社会資本整備を第一に進めてきました。しかし、近年の環境問題やレクリエーションの需要増大により、環境や利用の面にも対応した社会資本整備が重要な課題となっています。

そのため、宮崎県では、国の方針に基づき、環境や利用を考慮し、地域に即した「海岸保全基本計画」を平成15年3月に策定しました。

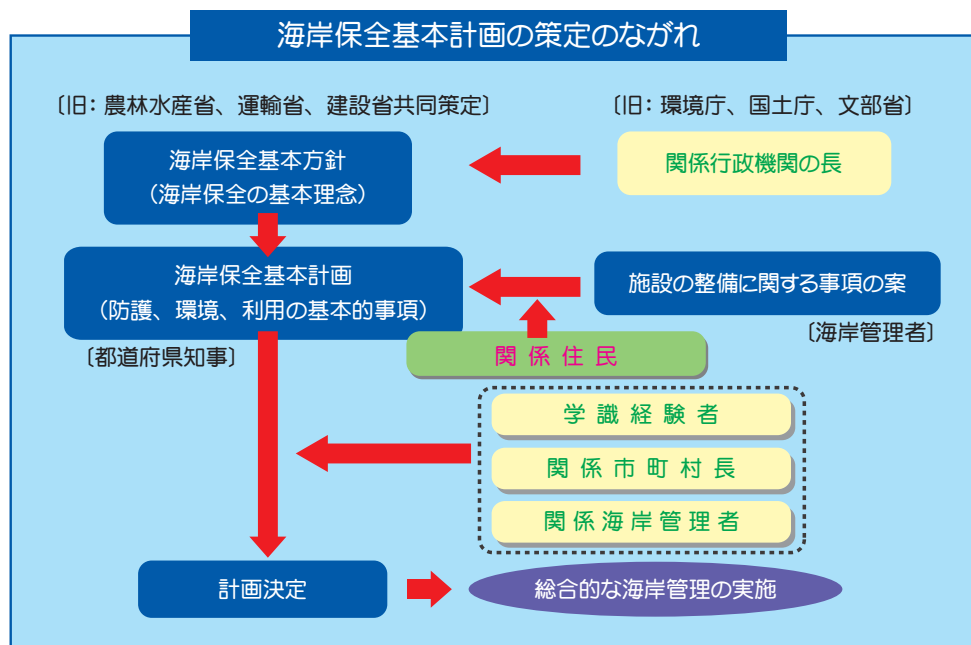


計画変更について

また、東日本大震災を教訓とした「レベル1津波対策」及び平成26年の海岸法一部改正による「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を計画に位置づけるため、平成27年3月に海岸保全基本計画の変更を行いました。

海岸保全基本計画の策定のながれ

計画変更に当たっては、学識経験者等からなる「宮崎県海岸保全基本計画学識者懇談会」を開催するとともに、県民等からのパブリックコメントを実施するなど広く意見聴取を行い、その内容を踏まえ計画を変更しました。



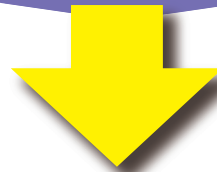
宮崎県の海岸保全の方向性

宮崎県は「太陽と緑の国」と呼ばれるように美しい自然環境に恵まれ、「神話と伝説のふるさと」と称されるように史跡や神話などが数多く残されています。

そのような特性を踏まえ宮崎県の海岸保全の方向性を定めています。

〈海岸保全の方向性〉

人にとっても、自然にとっても、安全・安心・快適・豊かな環境が守られ、人と人、人と自然、自然と自然が集い来て『驚き・潤い・癒し・学び・喜び』を共有できる、くつろぎ・活力の交流空間としての日向の海岸づくり



○災害に強い安全・安心の地域社会を実現するため、環境や利用に配慮しながら、施設の計画的な整備を一層進めます。特に、防災上の機能と併せて、人と海とのふれあいやアカウミガメなど多様な生物の生息・生育・産卵の場である砂浜については、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進します。

○日向灘沿岸の優れた海岸景観については、今後とも保全と創出に努めるとともに、希少又は多様な動植物の生息・生育の場である砂浜、岩礁、河口域、干潟などの自然環境を良好な状態で守っていきます。

○子供から高齢者まで多くの人々が『驚き・潤い・癒し・学び・喜び』などを求めて集い、そして、その交流により地域も豊かさを実感できるくつろぎ・活力の交流空間づくりを一層進めるとともに、多様な海岸利用の増進を図ります。

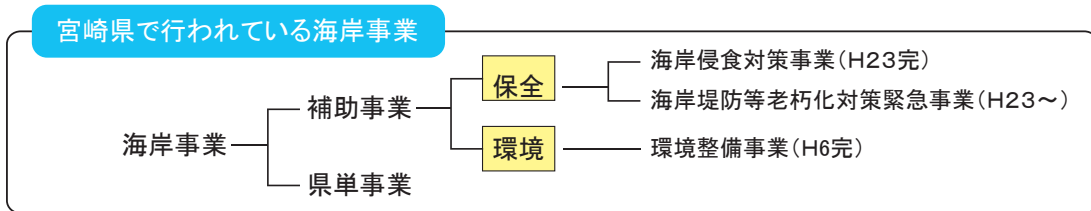
※「日向灘沿岸海岸保全基本計画」の詳細な内容についてはホームページ (<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kasen/shakaikiban/kaigan/20150531184425.html>) をご覧下さい。

海岸事業

海岸事業とは、高潮、波浪、津波などによる被害から海岸を防護したり、海岸の環境や利用を考慮した整備を行うなど、国土の保全を目的とした事業です。

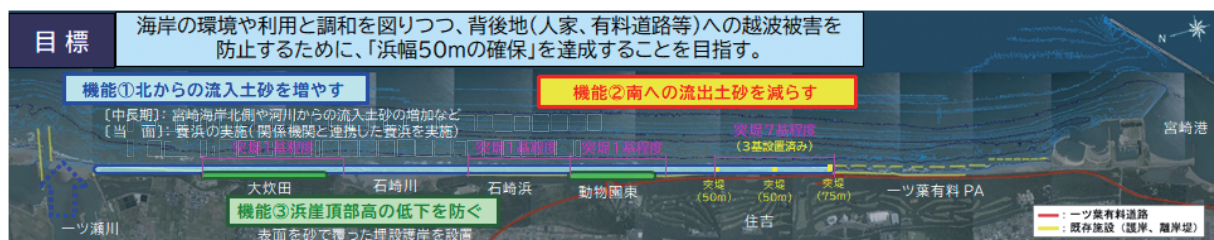
交付金事業では、海岸侵食の著しかった住吉海岸（宮崎市）において、波浪を抑えたり、土砂の流出を防止するための施設（離岸堤等）の整備を行い、県の事業区間については平成23年に完成しました。現在は国が宮崎海岸の侵食対策として突堤等の整備を進めているところです。その他、施設の老朽化がみられる伊比井海岸、風田海岸、平山海岸の3海岸において、施設の機能回復及び強化を図る事業を実施し、その内平山海岸は平成28年に完成しました。

また、県単事業では、台風等により海岸に漂着した流木やゴミを除去し、海岸環境の維持を行っています。



宮崎海岸（大炊田地区、石崎浜地区、住吉地区）の侵食対策

宮崎海岸の侵食対策については、平成20年度から国が抜本的侵食対策に着手し、「砂浜を回復し浜幅50mを確保する」ことを目標として、宮崎海岸をどの様に未来に引き継いでいくのか、市民・行政・専門家など、みんなで考え、みんなで談義し、お互いに納得できる手段等の事業の方向性を見出す場である宮崎海岸市民談義所で談義をしながら対策を進めています。詳しくは、下記国土交通省宮崎河川国道事務所ホームページをご覧ください。



第23回宮崎海岸侵食対策検討委員会説明資料より